

家裁委員会議事概要

1 日 時 平成24年2月8日(水) 14:00～16:00

2 場 所 千葉家庭裁判所大会議室

3 出席者

(委員) 今井理基夫, 宇井 稔, 川島貞夫, 木村生治, 佐野正利, 篠塚 泉,
保坂 亨, 松田 清, 村上典子, 安田純代, 渡邊清秋

(五十音順, 敬称略)

(オブザーバー)

高木廣千葉県警察本部生活安全部少年課長, 長谷川進千葉県警察
本部生活安全部少年課課長補佐, 小柴信弘千葉県教育庁教育振興
部指導課主事

森芳男首席家庭裁判所調査官, 福永浩之家事首席書記官, 廣瀬一
秀少年首席書記官, 金子隆男次席家庭裁判所調査官, 渡邊直樹事
務局長, 坂本正則総務課長

4 テーマ

少年事件について

5 議事

(1) 千葉家庭裁判所長あいさつ

委員会の開催に当たり, 松田清千葉家庭裁判所長からあいさつがあった。

(2) 交代委員の紹介

前回の委員会から本委員会までの間に交代があった委員(篠塚委員, 村
上委員, 宇井委員, 鵜澤委員, 佐野委員)について, 坂本総務課長から紹
介された。

(3) テーマ「少年事件について」

ア テーマ設定について委員長から説明

イ 家庭裁判所と学校との連携について

廣瀬一秀少年首席書記官及び金子隆男次席家庭裁判所調査官から、少年事件の手續全般、学校との連携に向けた広報活動と課題等について説明があった。

ウ 審判廷の見学

審判廷を見学し、廣瀬一秀少年首席書記官から、審判廷等について説明があった。

エ 平成22年度「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」の概要について

千葉県教育庁の渡邊委員及び小柴信弘千葉県教育庁教育振興部指導課主事から、調査項目及び対象、対象期間並びに調査結果の概要について説明があった。

オ 平成23年中における少年非行概況について

高木廣千葉県警察本部生活安全部少年課長及び長谷川進千葉県警察本部生活安全部少年課課長補佐から、非行少年等の検挙・補導人員及び主な特徴点について説明があった。

カ 主な協議（■委員長，●委員，▲オブザーバー）

■ 委員長

裁判所からは、家庭裁判所と学校との連携について、千葉県教育庁からは、平成22年度の児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査の概要について、さらに、千葉県警からは、平成23年中における少年非行概況について、それぞれ説明をいただきました。

大学関係の委員から、最近の大学生の実情についても伺いたいと思います。

● 委員

私が勤務している大学は工業大学で、理工系の学生が対象となります。一般的な学生の特徴として、素直でおとなしい、出席率が良い、その反面、受け身の姿勢が強い、新しいことに挑戦するという気概があまりみられないと言えます。

また、最近の傾向として、私立大学では学生を確保するため、入試制度が多様化し、AO入試が導入されていますが、これにより目的意識を持たない学生も一部見られます。就職面では、成績は良いが、自己PRに欠けているため、就職ができない学生がいます。性別では、工業大学ということから男子が多いですが、優秀な学生には女子が多く、目的意識が強く、就職状況をみても男子よりも良いと言えます。

● 委員

私が勤務している大学は国立大学ですが、最近の特徴として、「個別対応」が挙げられます。例えば、以前の国立大学の入学試験では7科目を全員が受験していましたが、現在は1科目から10科目までを多様な選択で受験することが挙げられます。また、授業に出てこなくなった学生には個別に指導を担当する教員から連絡を入れるとか、成績表を学生本人あてではなく家庭に送付するとか、単位を取っていない学生がいると呼び出して面接するとか、少し学生が幼くなっているのか、大学の方が面倒見がよくなったのか分かりませんが、そのような状況がみられます。さらに、学生が問題を起こすと対応する部署がありまして、そういうところにはカウンセラーが在籍しております。私の大学では、10人ほどのカウンセラーが在籍しており、その中にはキャリアカウンセラーと呼ばれる役職も存在しております。そういうことからして、最近の大学というのは、学生に個別に対応するところになったのかなと実感しております。

■ 委員長

お二人の大学関係者から最近の大学の状況についてお話をいただきました

た。お話の中で、中学や高校には生活指導部というものがあるのは存じておりましたが、最近の大学にも生活指導部のようなものがあるというのはとても興味深い話でした。

さて、最近の大学の状況についても参考となる話がありましたが、今までの説明なども踏まえて、家庭裁判所のあり方という観点で御意見や御質問をいただけるとありがたいです。

● 委員

質問ですが、家庭裁判所の調査官の方から学校に対して学校照会書が送付されることがあると思いますが、教員がそれに回答するということと個人情報保護法との関係はどうなっているのかを伺いたいです。

■ 委員長

確か、それについては、裁判所からの照会に関しては法律上の除外規定があるはずですが、したがって、裁判所からの照会に対して回答することは法律上反することはないと考えてください。

● 委員

ただ、裁判所の方では当然のことと思われるかも知れませんが、照会書にはそのようなことが書いてあるとは思われないので、教師はそれを受け取ったときに答えていいのかわどかを悩むと思われます。教師は個人情報保護の研修では「守れ」という一点ばかりで、どのような場合が例外なのかは研修を受けておらず、戸惑うものと思われます。

■ 委員長

本日は、オブザーバーとして、家庭裁判所調査官も出席しております。

調査官、今の御指摘についていかがですか。

▲ オブザーバー

確かに、我々が行う学校照会と個人情報保護との関係は、常々話題になります。御指摘のとおり、教師の方からはどこまで答えていいですかとよ

く尋ねられます。そのため、家庭裁判所としては、照会書だけではなく、説明文書を加えて、送付させていただいております。ただ、「加減」というところで、情報をどう取り扱うのか、つまり開示の対象となるのかどうかというところで、非常にためらいを持たれる教師の方は依然少なくないです。こちらとしては、書いていただくものは書いていただいて、書いていただけないものは口頭で情報をいただけませんかとお願ひしているのが現状です。

■ 委員長

問題の背景には、開示の対象になるのかどうか、つまり、学校照会に対する回答書が事件記録の一部として閲覧謄写の対象となるのかどうかという問題と、そのほか、過去には、ある高校か中学校の学校照会に対する回答書がそのまま外部に漏洩してしまい、それがきっかけとなり、それ以降学校側からの協力をなかなか得られなかった時期があったと聞いております。現在は、そのようなことがないよう、どこの家庭裁判所でも細心の注意を払っており、現在では学校との信頼関係も回復していると認識しております。

教育庁としては、学校照会に対する回答については何か指導はされていますか。

● 委員

教育庁としては、特段の指導はしておりませんが、私自身の経験として、それは退学した生徒に対する照会書でしたが、裁判所から送られてきた書面には説明書が同封されており、個人情報との関係について説明があったと記憶しております。

■ 委員長

ありがとうございます。

では、運用面はどうなっているのでしょうか。調査官から、高校に対す

る照会書の運用について少し説明してください。

▲ オブザーバー

まず、どのような場合に、学校に連絡をするのかという観点で説明しますと、高校が既に非行の情報を持っていることが明らかなきときには、連絡しております。特に在校生で逮捕されて身柄が拘束されている場合には何も言わないわけにもいきませんので、学校に連絡をしております。これは、既に学校側が知っている場合です。それから、退学していることが明らかなき場合にも照会をしております。しかし、それが分からない在校生が一番問題であるということになります。

■ 委員長

そうですか。では、付添人の立場からはいかがですか。学校との関係で困った経験はありませんか。

● 委員

付添人としては、どの程度学校側が分かっているのかが分からないという状況なので、学校へのアプローチの判断が非常に難しく、ある方の体験談では、学校からの協力を得るために話した結果、学校側もある程度は知っていたものの、やはりそうなのですかということで、後日、その生徒が退学になってしまったという残念なケースがございました。

■ 委員長

そのような事態を避けるために、学校へアプローチする際には、まず誰に話をすればいいのでしょうか。教育庁から何か参考となるアドバイスをいただけないですか。

● 委員

一概に言えることではないので非常に難しいですけれども、私も校長の経験がありますが、まずは校長に直接連絡していただけると助かるのではないかと思います。逆に、生徒指導主事等に先に情報が入ると、生徒をど

う処分しようかという話になってしまいます。ですから、校長に直接連絡するか、あるいは、教育委員会の指導課生徒指導室に相談するのが良いのではないかと思います。

● 委員

お話を伺っていて少し違和感を抱くのは、少年の教育に関わる人々にとって、真に少年のことを考えるのであれば、情報を関係者間において共有することが望ましいのではないかと思います。現状のあり方が少しおかしいのかなと思われ。今後は、それをどう変えていくのかという議論もあってしかるべきだと思います。

■ 委員長

そのとおりですね。

そのほか、御意見などはございませんか。

● 委員

私は報道関係者ですが、少年事件の報道に際しては、子どもの扱い方については、かなり神経を使っております。また、非行をなくすにはどうすればよいのかという観点から、最近では、学校の先生の中には、ひと昔前の、テレビドラマに出てくるような熱血先生が少なくなったような印象を受けます。生徒を非行に走らせないようにするための努力も重要であり、それが実れば、裁判所の仕事も減るのではないかと思います。

■ 委員長

ありがとうございます。

報道機関に対して、事件関係者からの苦情などはありますか。

● 委員

お陰様で、それに特化するものはございません。

● 委員

ところで、素朴な疑問ですが、高校における生活状況がよく分からない

ようなケースにおいて、調査官は、処遇意見をどのように作成されるのでしょうか。

■ 委員長

調査官、いかがですか。

▲ オブザーバー

少年本人に学校での成績通知表等を持参させるなど、本人から得られた情報に基づいて作成します。つまり、まずは、本人に疎明させるという方法をとります。それ以外に、もちろん親からも事情を聞きますし、ほかの資料があれば、例えばアルバイトをしているのであれば、給与明細書を持ってきなさいとか、できるだけ裏をとるような形で、そこから事件の全体像を浮かび上がらせるような調査を常に組み立てています。

■ 委員長

犯罪少年の場合、調査方法は何か区別しているのですか。

▲ オブザーバー

犯罪少年というだけでは区別はしていません。個々のケースごとの事情に着目して最善の調査方法を検討しています。

● 委員

ところで、学校関係者としては、学校は少年に対して二重に処罰しているのではないかと危惧しております。つまり、子どもは家庭裁判所で処分されて、また、学校においても退学や停学などの処分を受けることがあります。これは、子どもにとっては二重に処罰されることとなります。やはり、子どもが学校に戻れるような環境作りが必要だなと実感しております。また、家庭を訪問すると共通して感じることは、家庭に温もりがないということです。例えば、家庭の雰囲気として、家族と一緒に食卓を囲むということがないのではないかなと窺えるということです。

■ 委員長

確かに、家庭の有り様というのは、昔と今とでは随分と変わっていますね。これは、都会であっても田舎であっても同じであり、この問題はいずれテーマとしても考えてみたいと思います。

● 委員

調査官に質問があるのですが、検察官の立場からみていると、いわゆるエピソード的な犯罪、つまり、たまたまやってしまったとか、友人との付き合いからやってしまったという犯罪と、それとはまったく異質の、根が深く、もっと探るとさらに暗い部分が出てくるのではないかという事件もありますよね。これは、調査官の立場から区別はつくんですか。

▲ オブザーバー

難しい問題ですが、区別はつきます。調査官は、少年の出生から現在に至るまでの成長の経過を詳細に調査し、現在だけの状況を抽出するのではありません。また、面接室でも親子の関係を観察して分析もしています。さらに、裁判所の待合室における状況も参考に見ています。つまり、現在の状況も把握しつつ、縦軸、横軸を組み合わせ、その根深いものを探り当てるよう努めています。

■ 委員長

ところで、裁判所は少年の処遇が終わると、一旦それで事件としては終了になり、その後の少年の追跡調査というのはやっていないのが現状です。再非行率の調査というのは警察が実施していますが、裁判所の処遇が成功したのかどうかをどうやって検証するのかは重要な問題であると認識しております。千葉大学の後藤弘子教授は、少年を施設に入れても再非行率が下がらないのなら、コストの掛からない社会内処遇で更生すべきであるという見解も紹介されています。裁判所側においても、今やっているものについて、きちんとした検証をしなければならないと思っています。

● 委員

国の統計では、児童養護施設に入所している子どもの65%が虐待を受けた経験があるとのこと。千葉県でも入所している63人中28人が虐待を受けた経験があるとのこと。ということは、子どもの問題のほかに、親にも問題がある場合もあるわけです。つまり、家庭をどう支援していくのか、親との関係をどのように築いていくのかを考えなければならないと思います。

● 委員

児童虐待やDVというのは、一般的に繰り返されると言われていますよね。

■ 委員長

家庭や保護者の問題というのは重要ですね。調査官からみて、裁判所の手続を通じて、保護者が変わっていくことは期待できるのでしょうか。

▲ オブザーバー

難しい問題です。ただ、現在は保護者に対する措置というのが明文化されています。「少年裁判所」ではなく、「家庭裁判所」と言われるぐらいですから、少年だけではなく、より明確に保護者に対して働きかけようという方向性はくっきり出ています。しかし、そこには時間的な制約、方法的な制約がありますので、直ちに即効性があるのかという難しい問題があります。

■ 委員長

そうですね。身柄事件では、観護措置で少年鑑別所に収容しますが、期間としてはだいたい4週間弱ぐらいしかありません。その短い期間内に最終処分をしなければならないので、時間的な制約が大きいという、現実的な問題があります。

付添人の立場から、保護者と話をされることはあると思いますが、いかがですか。

● 委員

付添人として子に会いに行くと変わる子もありますが、他方、親は子に対する愚痴を言うだけでなかなか変わりません。親が変わらなければ、子は変わらないという考え方で付添人として取り組んでいます、難しさを感じています。

■ 委員長

家庭の問題について、商工業者の立場からは何かお気づきのことはございますか。

● 委員

やはり家庭が一番重要であると思います。私は店舗の経営をしていることから、例えば、万引きをした子どもについて、子どもが心から反省して二度と同じ過ちをおかさせないようにするにはどうすればいいのか、一番良い方法を考えて対応しています。

また、少し観点は異なりますが、育英資金の支援活動にも取り組んでいます。例えば、音楽などの芸術に打ち込んでひとつの目的に向かっていくことを陰ながら支援しています。この支援活動を通して、多くの子どもたちから感謝されることがあります。そのような時、やはり、人として、ハートが一番重要だなと実感しております。今後も、非行が出ないような社会環境作りに取り組んでいこうと思います。

■ 委員長

ありがとうございます。

調停委員の立場からはいかがですか。

● 委員

私は調停委員として離婚問題に関わっています。離婚問題の裏腹の問題として少年問題があり、そのことから、調停委員の活動とは別に少年友の会の活動もさせていただいております。今まで付添人として4回経験し

ましたが、少年鑑別所に少年に面会に行き、少年の話を聞きました。すると、いずれの少年の家庭も崩壊していて、家庭の問題と少年の問題とはやはり密接に関連していて、これは両面からアプローチしなければ問題の解決には至らないと実感しております。

■ 委員長

まさに、それが家庭裁判所のできた理念です。日本の家庭裁判所は、家事事件と少年事件の両方を持っている独自の裁判所であり、世界的には希であり貴重な存在と言えます。韓国では、日本の家庭裁判所を手本に、そういう方向に動いているらしいです。

今後も皆様の御意見をいただいて、よりよい家庭裁判所を目指していきたいと思います。

以 上